

令和5年3月更新

さいたま市

認可保育所整備希望者の手引き

さいたま市 子ども未来局

幼児未来部 のびのび安心子育て課

T e l : 048-829-1868

F a x : 048-829-2516

E-Mail : nobinobi-anshin-kosodate@city.saitama.lg.jp

※ 手引きの記載に合致していても、公募の内容によっては、応募要件に該当しない場合があります。
必ず、整備の申込をされる際の応募要件を確認してください。

1 認可保育所及び本市の整備について

(1) 認可保育所とは

認可保育所とは、保護者が働いていたり、病気などのために家庭で保育できない子どもを、市町村が保護者に代わって保育する、児童福祉法第39条に規定される児童福祉施設です。

市町村以外の方が認可保育所を開設される場合は、児童福祉法第35条の規定により、さいたま市長の認可が必要となります。また、開設後は、本市と保育の委託関係を結んでいただき、本市の保育事業の実施にご協力いただくこととなります。

なお、認可保育所の開設にあたりましては、地域の保育需要や人口及び就学前児童数の動態、都市開発の状況、交通の利便性等地域の現状、将来の動向及び公募の募集状況等を参酌し、様々な視点から審査した上で決定します。

そのため、認可保育所の整備を希望される場合は、事前に「子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課」にお問合せの上、所定の相談票をご提出ください。

(2) 保育所の運営について

認可保育所における保育の実施主体は、市町村であることから、さいたま市が定める設備及び運営の基準を満たしていただく必要があります。また、保育所の利用申込みや保育料の徴収はさいたま市が行い、私立の認可保育所に対しては、委託した児童数に応じて委託費等をお支払いします。認可保育所の運営にあたりましては、公共性・公正性に留意し、地域に親しまれる施設となるよう心掛けてください。

認可保育所と認可外保育所の運営の違いの一例は以下のとおりです。

内容	認可保育所	認可外保育施設
運営費補助（委託費）	あり	なし
入所する子どもの選定	市が基準に従い入所者を決定	園で独自に決定
保育料	市で決定	//
実費徴収（運営上必要とされる経費：文具代等）	各保育所で決定。ただし、保護者の同意が必要	//
上乗せ徴収（保育の質の向上の為の経費、習い事等）	市との協議が必要 保護者の書面同意が必要	//
開所時間	連続した11時間以上	//
休日	日曜日、祝日、12月29日～1月3日（夏休み等は設定できません。）	//

※用語の略称

「条例」…さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

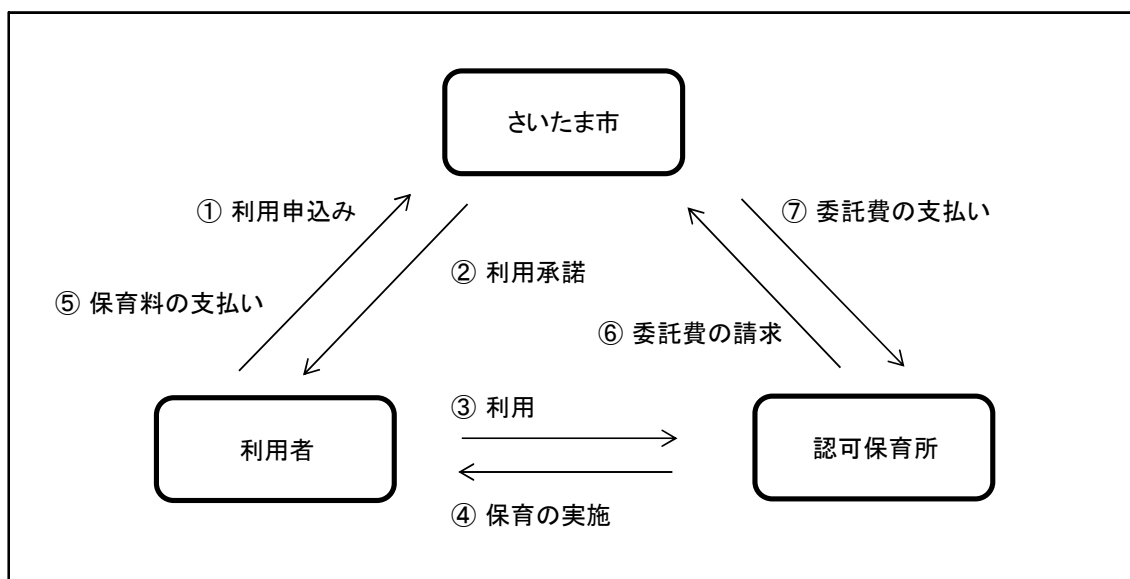
「要綱」…さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱

「要領」…さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱に関する取扱要領

【参考：保育所の利用方法】

- ① 保護者は、市からの情報提供を受けて、利用希望先を明記して申込む。
- ② 市は、利用の要件を確認した上で、利用を承諾する。なお、希望者が利用定員を超過する場合は、児童の状況に応じて市が利用調整する。
- ③ 利用承諾された児童は、当該保育所を利用する。
- ④ 保育所は、利用児童に保育を提供する。通常の保育時間のほかに、延長保育を行う場合もある。
- ⑤ 保護者は、児童の年齢と世帯の所得に応じた保育料を市に納付する。
- ⑥ 民営の保育所は、利用児童数に応じた委託費を市に請求する。
- ⑦ 市は、請求内容を確認した上、委託費を交付する。

※ さいたま市では、保育所の設置認可に関してはのびのび安心子育て課が、開設後の運営管理等に関しては保育課が所管し、利用に関する事務や保育料の徴収等を各区役所支援課が所管しています。



(3) 本市の整備について

認可保育所の開設にあたりましては、公募による選定を行っております。頂いた案件の中から、地域の保育需要や人口及び就学前児童数の動態、都市開発の状況、交通の利便性等地域の現状、将来の動向及び募集状況等を参酌し、様々な視点から審査した上で決定します。

本市では整備の手法として、主に以下の3つがあります。

自主整備	市からの補助を受けずに、運営法人の自己資金等で整備を行うもの。
賃貸改修による整備	建物を賃借し、運営法人が内装改修を行い、整備するもの。内装改修費等が補助の対象となる。また、いわゆる建て貸しによる整備も可。
建物建設による整備	社会福祉法人のみが対象。法人所有の土地もしくは借地に法人所有の建物を整備するもの。本体工事費等が補助の対象となる。既存園の増築等の整備も含む。

2 審査基準について

(1) 法人について

審査基準については、社会福祉法人・学校法人（社会福祉法人等という）もしくは社会福祉法人等以外の法人の2つの場合に分類されます。加えて、不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、追加でその基準を満たす必要があります。

○社会福祉法人等の場合

- ・ 条例に定める基準（第1～20条で保育所に係るもの及び第44～49条）に適合していること。
- ・ 児童福祉法第35条第5項第4号に該当しないこと。

【不動産貸与の場合】

- ・ 貸与を受けている不動産について、地上権又は賃借権を設定し登記をすること。ただし、既存の社会福祉法人の場合は、建物の賃貸借契約期間が運営開始日から10年以上、もしくは、土地の賃貸借契約期間が運営開始日から20年以上とされていれば地上権又は賃借権の設定は不要。
- ・ 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

○社会福祉法人等以外の場合

上記社会福祉法人等の場合の条件に加えて、要綱第14条の規定に適合していること。以下は抜粋ですので、要綱を必ずご覧ください。

- ・ 保育所の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等に有していること。
- ・ 保育所を経営する事業以外の事業を含む法人全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- ・ 認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、市認定保育施設（ナーサリールーム、家庭保育保育室）、他市町村の地方単独保育施設（例、東京都の認証保育所）による保育施設の運営実績が2年間以上あり、所管自治体の監査指導に対して、適切に対応していること。（詳細が要領第2条第6項に記載）

※企業主導型保育事業所は運営実績に含まれません。

【不動産貸与の場合】

- ・ 貸与を受けている不動産について、地上権又は賃借権を設定し登記をすること。ただし、建物の賃貸借契約期間が運営開始日から10年以上、もしくは、土地の賃貸借契約期間が運営開始日から20年以上とされていれば地上権又は賃借権の設定は不要。
- ・ 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- ・ 法人の設置者名義として以下の①と②の合計額を保有していること。
 - ① 1年間の賃借料に相当する額
 - ② 1,000万円もしくは1年間の賃借料が1,000万円を超える場合は当該1年間の賃借料に相当する額
- ・ 賃借料及びその財源が収支計算書に適正に計上されていること。

(2) 不動産の抵当権について

保育所の経営を行うために必要な不動産（土地・建物両方）について、運営開始後に抵当権（根抵当権を含む）は設定できません。不動産の貸与を受ける場合で、貸主が当該土地もしくは建物に設定した抵当権も同様です。抵当権が既に設定されている不動産に保育所を設置する場合は、開園までに抵当権を抹消していただく必要があります。

ただし、以下のいずれかに該当する場合、抵当権が設定されていても差し支えありません（根抵当権は以下に該当する場合でも原則設定不可）。

- ① 駅前型保育所等（後述）に該当する保育所の不動産
- ② 独立行政法人福祉医療機構及びその協調融資機関又は日本私学学校振興・共済事業団が抵当権者の場合
- ③ 既存の社会福祉法人又は社会福祉法人以外の法人が貸与を受けている不動産に対して、②以外の金融機関による抵当権を設定する場合で、以下のすべての要件を満たしていること。
 - ・ 抵当権の設定は当該施設整備費用の借入に係るものに限られること。
→ 建て貸しの場合は、貸主への周知をお願いします。
 - ・ 当該施設は保育所専用の施設であること。
→ 共同住宅や他業種等との複合施設は要件に該当しません。
 - ・ 借主の権利を抵当権に優先させること。
→ 不動産の対抗要件を確認し、貸主や借入先と調整してください。

※ 社会福祉法人が金融機関から借入を行う際に、当該施設以外の基本財産に抵当権を設定したい場合は、ご相談ください。内容を確認の上、その可否を判断します。

3 設備・運営基準について

(1) 整備基準について

保育所の認可にあたっては、当然のことながら、都市計画法、建築基準法、消防法、福祉のまちづくり条例、みどりの条例等の各種法令や通知について遵守する必要があります。さらに保育所の設備等に関して、条例、要綱、要領に定められた基準を満たす必要があります。

各項目について条例、要綱、要領の主な基準（抜粋）や注意点は以下のとおりです。

保育室等 (乳児室、ほ ふく室、保育 室)	<ul style="list-style-type: none">・ 乳児室（0歳児室）及びほふく室（1歳児室）は保育室（2歳児以上室）とは別の区画とし、天井までの壁等で仕切られた独立の室とすることが望ましい。乳児室、ほふく室を一緒とする場合は、安全の確保に留意すること。・ 保育室の区画は可動間仕切りでも可。・ 各保育室には手洗い場を設置する。・ 各面積基準は以下のとおり。 乳児室→5.0㎡/人※ ほふく室→3.3㎡/人 保育室→1.98㎡/人 （面積は内法面積で算定すること）・ 2方向避難の趣旨を踏まえ、避難上有効な通路に接続する避難上有効な出口を2以上設けること。
--------------------------------	--

調乳室	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室とは別の場所に設けること。 ・独立の室が望ましいが、乳児室・ほふく室の内部を区画することでも可。
沐浴室	独立の室が望ましいが、0歳児、1歳児用の便所又は乳児室・保育室の内部を区画することでも可。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児、1歳児用の便所には汚物処理設備を設けること。 ・2歳以上の児童用の便所の便器の数の目安は、児童15人当たり1据とし、原則として、便器の間には仕切りを設けること。
医務室	静養できる機能を有すること。また、カーテン等で区画できる場合は、事務室等と兼用可能。
調理室	<p>○園の施設内に設置すること。</p> <p>○「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理を行うこと。</p> <p>○保存食を-20℃以下で2週間以上保存できる設備を整えること。</p> <p>○除去食のため、複数の調理設備を備えること。</p> <p>○調理室に付随した必要な設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食材の専用の搬入口及び検収場所 ・前室（食材専用の搬入口側に設け、調理員のトイレ及び手洗い場を設けること） ・食品保管庫（原材料の保管を行う場合） ・下処理室（原材料の下処理を必要とする場合）
屋外遊戯場※	<ul style="list-style-type: none"> ・面積基準は2歳児以上の児童1人当たり3.3㎡以上。 ・同一敷地内に設けること。 ・児童が実際に遊戯でき、屋根等がかかっていること。 ・地上に設けることが原則だが、要綱第8条第2項各号の条件を満たせば、屋上に設けることが可能。
駐車場	・保育所の立地に応じて、児童の送迎のための駐車場の確保に努めること（敷地外でも可）。食材の搬入車等も含めて路上駐車が発生しないよう、十分に配慮すること。
駐輪場	・定員に応じて必要な台数を整備すること。また、路上駐車や混雑時に道路に列が発生しないよう、十分に配慮すること。
収納スペース	午睡用ふとん、遊具、保育用備品等を収納するための十分な収納場所を確保すること。
更衣室	男性の保育士にも考慮した設計とすること。
防火・避難関係	<p>○階数に応じて以下のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室等を2階に設ける場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 耐火建築物もしくは準耐火建築物（建築基準法のいわゆる口準耐に該当するものは除く）。 ② 保育室が設けられている階に応じ、常用及び避難用階段をそれぞれ1以上設けること（条例第44条第7号の表を参照）。 ③ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

	<ul style="list-style-type: none"> • 保育室等を3階以上に設ける場合（一部抜粋） <ul style="list-style-type: none"> ① 耐火建築物であること。 ② 上記②・③を満たしていること。 その他の基準は条例第44条第7項各号を参照 ○上記②の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下（保育室等の最も遠い部分から）となるように設けられていること。
既存建物の活用	<ul style="list-style-type: none"> • 新耐震基準（昭和56年6月施行）に基づく建物であること（耐震診断等により基準を満たすことが確認された場合を含む）。 • 建築確認済証及び検査済証（建築台帳記載事項証明書でも可）の提出により、基準に適合していることが確認できること。 上記の書類が提出できない場合、国土交通省の示す「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、応募案件が選定された後で、指定検査機関等にて法適合調査を行い、結果報告書の内容に問題がないこと。 →立地場所等の条件によっては、法適合調査の結果を待たずして協議対象から除外します。 • 施設の延床面積が200㎡を超える場合、事業計画承認後、速やかに建物用途を建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第87条に基づく、「特殊建築物(保育所)」に変更する用途変更を行うこと。

※は駅前型保育所等に該当する場合に要件の緩和があります。

(2) 駅前型保育所等について

駅周辺においては、土地の確保が困難な状況等を鑑み、次に該当する駅前型保育所等は整備について要件の緩和があります。

【条件】

- 大宮駅、さいたま新都心駅、与野駅、北浦和駅、浦和駅、南浦和駅及び武蔵浦和駅を中心とした概ね半径1kmの範囲内の地域
- 北与野駅、与野本町駅、南与野駅、中浦和駅、東大宮駅、土呂駅、宮原駅及び日進駅を中心とした概ね半径500mの範囲内の地域
- 大宮区、浦和区及び南区内において、都市計画法の用途地域が近隣商業地域もしくは商業地域に指定されている地域

【整備要件緩和】

- 乳児室（0歳児室）の面積については3.3㎡/人。
- 次に該当する代替園庭を設定した場合、屋外遊戯場を同一敷地内に整備しなくてもよい（今後、屋外活動に関する計画書の提出が必要）。
 - 児童の歩行速度で概ね10分程度の距離にある屋外活動に当たって安全が確保される公園、広場又は寺社境内（市又は公共的団体等が所有者）であること。
 - 面積基準が満たされる広さがあること。
 - プール遊び等をする場所を当該保育所の近隣地、バルコニー、屋上等に確保す

るよう努めること。

○保育所の経営を行うために直接必要な全ての不動産について、抵当権が設定されていても差し支えない（ただし、設定理由は確認させていただきます）。

4 保育所の運営について

(1) 定員について

- 安定的な施設運営を行うために、定員は60人以上に設定することを推奨しておりますが、地域の保育需要が高く、安定した入所が見込まれる場合は、60人未満の定員でも認めることがあります。
- 保育単価が10人単位で設定されていることから、10人単位での設定をお願いしておりますが、地域の保育需要に応じて相談可能です。
- 認可保育所は地域型保育事業の連携施設としての役割を期待されています。このため、地域によっては、2歳児と3歳児の定員差を設けるようお願いする場合があります。
- 相談票（後述）提出の段階で、定員の内容について変更をお願いする場合があります。

(定員の例)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
60人	6人	9人	9人	12人	12人	12人
80人	6人	8人	12人	18人	18人	18人
90人	3人	12人	15人	20人	20人	20人

(2) 保育内容について

保育所における保育の内容は、国の通知「保育所保育指針」に示されている趣旨を踏まえて、目の前の子どもの育ちゆく姿を見通し、0歳から6歳までの発達過程や発達の連続性を考慮し、各保育所の理念や保育方針、地域性を反映させながら、その内容を作成いただくようお願いします。運営規程の作成等、条例の規定も遵守してください。

なお、第三者評価を実施し、その受審結果を公表したり、苦情を受け付けるための窓口を設置したりする等、利用者やその保護者等からの要望や苦情に適切に対応できるようにするための体制づくりを行う必要があります。

(3) 職員について

以下の基準に従い、職員の体制確保をお願いします。

※保育の委託費の加算要件とは異なり、認可の最低基準となります。

施設長	保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、児童福祉事業に熱意があり、健全な心身を有し、常時その施設の運営管理業務に専従することができる者で次のいずれかに該当する者。 <ul style="list-style-type: none">• 児童福祉事業に2年以上従事した者。 ※幼稚園は実績に含まれません。• 国が主催する初任保育所長研修会を受講し、修了した者。
-----	--

保育士	<ul style="list-style-type: none"> 各年齢の保育士1人に対する設置基準は以下のとおり。 <table border="1"> <tr> <td>歳児</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 定員90人以下の施設については上記の基準の人数に加え、1人以上の保育士を確保すること。 常時複数の保育士を配置すること。 常勤の職員の確保を原則とする。非常勤を配置する場合、国の通知「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」の規定によること。 後述の看護師等を、1人に限って保育士配置基準における保育士とみなすことができる。その場合、国の通知「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について」の規定によること。 	歳児	0	1	2	3	4	5	人数	3	6	6	20	30	30
	歳児	0	1	2	3	4	5								
人数	3	6	6	20	30	30									
看護師等 (保健師、看護師又は准看護師をいう)	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児を9人以上受け入れる保育所については、看護師等を配置すること。 														
調理員	<ul style="list-style-type: none"> 入所児童の栄養や入所児童の嗜好等を考慮して献立を計画する等、その求められる責任は大きいことから、栄養士もしくは調理師の資格があること。 定員45人以上の施設は1人、46人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人以上配置すること。 国の通知「保育所における調理業務の委託について」に定められた要件を満たし、調理業務の全てを委託する場合は、配置しなくてもよい（この場合でも外部搬入は認められない）。 														
嘱託医	嘱託医及び歯科嘱託医をそれぞれ1人以上とする。														

(4) 開所時間・休日について

- 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日が開所日となり、お盆休みや開園記念日等、施設独自の休日は設定できません。
- 開所時間は、11時間を原則としますが、地域の保育ニーズに合わせて11時間を超えて開所する場合は、延長保育の扱いとなり延長保育料を保護者から徴収できるほか、さいたま市から委託費の補助が受けられます。

【参考 開所時間の例（延長保育2時間実施の場合）】

通常保育時間 (保育料は市からの委託費)	延長保育時間 (保育料は保護者から)
7時	18時 ～ 20時

(5) 特別保育事業等について

上記の延長保育事業のほか、障害児保育等の積極的な実施をお願いいたします。
また、地域のニーズによっては、保護者の不定期な就労や、病気・入院・出産等による緊急・一時的な利用のための一時預かり事業や、地域に開かれた子育て支援

施設として育児サークルの支援やイベントの開催、育児不安を解消するための相談やカウンセリング等を行う地域子育て支援拠点事業の実施が望まれる場合があります。実施をお考えの場合は事前にご相談ください。

(6) 保育所経理について

- さいたま市から支払われる委託費は、人件費、事業費、管理費からなります。なお、定員規模や入所児童の年齢区分等により保育単価が異なります。
- 保育所の会計は、保育所専用の口座を設け、資金収支計算書等を作成するなど、要綱や国が定めた処理方法に従ってください。
- 委託費の用途には制限が設けられていますので、国の通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の規定を遵守してください。この規定において、保育所の委託費から不動産賃借料や借入金返済のための支出をする場合には条件と限度額が定められています。

5 補助内容について

1 (3) の整備の手法ごとに整備補助の内容は以下のとおりとなります。

(1) 自主整備の場合

整備に対する補助はありません。

なお、補助金に係る手続きや契約手続きに係る制限、整備に関する検査もありません。

(2) 賃貸改修による整備

○対象

すべての法人が対象（既述の法人審査基準に注意してください。）

○補助対象経費

保育所を新たに開設するために既存建物を借り上げる、または、いわゆる建て貸しにより賃借する場合に、必要な設備の整備・改修等に要する費用、改修期間中に支払う建物質借料（敷金・保証金を除く）

※躯体に影響する工事や建て貸しの際の本体工事費用は対象外

○補助率

3/4

○補助限度額

- 定員 20～59 人 35,490 千円の3/4（上限 26,617 千円）
- 定員 60 人以上 63,882 千円の3/4（上限 47,911 千円）
- 定員 90 人以上かつ駅前型保育所等に該当
78,000 千円の3/4（上限 58,500 千円）

例：定員 70 名で補助対象経費が 55,000 千円の場合

63,882 千円より少額のため、55,000 千円が基準となり

55,000 千円 × 3/4 = 41,250 千円

○整備年度

単年度整備（翌年開所） ※翌々年開所の単年度整備も相談可

○開園後の建物賃借料にかかる補助制度

委託費（国の公定価格）の「賃借料加算」に基づいた補助があります。

(3) 建物建設による整備

○対象

社会福祉法人、学校法人（既存幼稚園を認定こども園に整備する場合に限る）

○補助対象経費

本体工事費（補助対象外経費※を除く）、特殊付帯工事費（太陽光発電施設等）、実施設計費、設計監理費、厨房機器・大型遊具費用、工事期間中の賃料
※次の経費は、補助対象外になります。

- ・外構工事（ただし、「防犯対策の強化にかかる整備（例：囲障工事）」は対象となる）
- ・厨房機器・大型遊具以外の備品購入費（例：消火器、カーテン、建物に固定されない家具等）
- ・本市の補助金内示前に締結した契約によって生じた費用
- ・土地の買収または整地等（伐採、表土処理、切土、盛土、締固め、残土処理、擁壁、集水桝（調整池）、植栽工事を含む。）に関する費用
- ・職員の宿舍に要する費用
- ・歩道の切下げ等保育所整備計画地の敷地外で行った工事に関する費用
- ・その他 施設整備費として適当と認められない費用

例：水道分担金等の行政手続き費用

○補助率

3/4

※制度の改定が見込まれておりますので、補助限度額の試算等については個別にご相談ください。

○整備年度

2か年度整備（翌々年開所）

○開園後の土地賃借料にかかる補助制度

開園後に支払う土地賃借料にかかる補助はありません。

※備考

- ・ 補助基準額、補助率、補助限度額等は、保育所整備を実施する年度における国及び市の予算成立状況により変更される場合があります。
- ・ 補助金活用に当たり、市内業者等の育成及び市内経済の活性化を図るため、建設工事の発注及び設備備品購入の際は、市内業者の活用にご協力ください。
- ・ 社会福祉法人等が、独立行政法人福祉医療機構から資金の借入れを行った場合に、発生する利子に対しての補助制度があります。
- ・ 認可保育所の整備案件を選定する際の優先度は（1）>（2）>（3）となります。例えば、立地や定員等条件がほぼ同じで、それだけでは甲乙つけられない状況で競合した複数の案件がある場合、自主整備が最も優先されます。また、優先度が低い整備については、募集地域を限定することや、募集自体を行わないこともあります。

- ・ 既存幼稚園から認定こども園の整備は、上記と条件が異なる部分があります。計画を検討している学校法人は事前にご相談ください。

6 公募から認可までの手続きの流れについて

(1) スケジュールについて

認可保育所の整備の大まかなスケジュールについては以下のとおりです。

- ※【】内の時期については、翌年4月開所による整備の一般的な例
 <>内の時期については、翌々年4月開所による整備の一般的な例
 認定こども園の整備をお考えの場合は、別途ご相談ください。

1 相談票の提出について【3～4月】<3～4月>

- ・ 保育所の整備にあたって整備希望者は、まず、市ホームページで公表される募集期間内に相談票等必要書類を提出してください。
- ・ 事前相談なしでも相談票の提出は可能ですが、応募要件や基準等の誤認がないよう、協議内容を事前にご相談いただくことをお勧めします。
- ・ 協議、審査のために要した費用については全て協議者の負担とし、市は補償しないものとします。特に案件として選定される前に、土地の取得や賃貸契約に多額の費用をかける際は、選定されない場合も考慮して慎重に判断をお願いします。



2 協議案件の選定について【5月】<5月>

- ・ いただいた応募の中から、地域の待機児童数、保育需要、立地等さまざまな状況を勘定したうえ案件を選定し、結果を通知します。



3 審査会の承認に向けての対応【選定後～8月まで】<8月ごろ～11月まで>

- ・ 認可保育所を整備する際には、「さいたま市社会福祉法人設立認可等準備審査会（準備審査会）」及び「さいたま市社会福祉法人設立等審査委員会（審査会）」による、保育所整備（新設法人の場合は法人設立も含む）についての承認が必要です。その審査の際に必要な設立計画書の作成の対応をお願いします。なお、準備審査会については、運営法人の代表者に参加いただきます。
- ・ 設立計画書の作成については、図面の作成、収支計算書の作成、近隣住民への対応、関係機関との調整、資料の差し替え等多くの対応を短期間でお願いすることにご留意ください。運営法人にとっては、保育所認可の手続きの最初の関門となります。
- ・ 設立計画書作成にあたっては、選定後に配布する手引きを参照してください。
- ・ 審査会では、作成された設立計画書に基づき、事業計画が審査され、承認されることとなります。



4 内示について【10月ごろ（自主整備は除く）】<翌年4月ごろ>

- ・ 国との協議や本市の予算状況等を整理後、補助金の内示通知を送付します。
- ・ 内示前に締結した契約によって生じた費用については、補助対象外となりますのでご注意ください。



5 入札及び工事【内示後（自主整備は除く）】＜内示後＞

- 工事に向けて一般競争入札を行い、工事を行ってください。
- 入札については、市の契約規則や手続基準に従って行うこととなります。
- 整備の手法や条件によって、工事検査（着工時、中間時、完成時）を行います。

※自主整備の場合は、上記によらず、法人の規定に沿って工事を行ってください。



6 設置認可申請書等の提出について【12月から】＜翌年12月から＞

設置認可申請書等の作成の手引きに従って、書類の作成をします。提出後に内容をチェックして認可の要件が整っていることを確認できたら、認可証を交付します。



認可保育所開所（4月1日から）

(2) 留意事項

1 予算措置について

実際の補助事業としての採択は、各年度の市の補助方針等に基づき市の予算の範囲内で採択されます。したがって、各年度の予算状況によっては、さいたま市社会福祉法人設立認可等審査委員会の審査で承認された計画であっても、補助事業として採択がされないこともありますので、あらかじめご了承ください。

2 近隣住民等への対応について

- 施設の整備及び施設の運営を円滑に進めるためには、近隣住民、地元自治会等の理解と協力が必要になります。保育所を整備することについて近隣住民等の理解を得られるよう、説明時期等を市と相談を行った上で、懇切丁寧な説明をお願いいたします。事業承認にあたっては、周辺住民に対する事業説明会を開催し、原則、住民の理解と同意を得ることが必要となります。
- 対応については、運営法人が主体となって行います。市でも相談等必要な場面で対応を行いますが、説明の際に「市からお願いされてやっている」などの発言は、トラブルになる可能性があります。運営法人が積極的に説明を行う姿勢が、近隣住民等を安心させ、理解を得るための第一歩となります。
- 説明の際には、計画の状況を適切に伝えることが大切です。例えば、現状が案件として選定されて認可を得るために計画を進めている段階であるにも関わらず、「認可されることとなった」など認可されることが確定していると思わせる発言は、近隣住民等に誤解を与え、トラブルになる可能性があります。
- 近隣住民や地元自治会のほか、今後の保育運営が円滑に進むように、近隣（概ね200m圏内）の保育所や幼稚園等に事前に計画の説明を行ってください。

3 風営法関連施設との関係

整備計画地の周辺に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される営業所が所在している場合、当該営業所の経営者等とトラブルになる恐

れがあります。計画地が繁華街に所在している場合は、周辺に該当する営業所がないか、予めご確認ください。

4 認可保育所への移行について

既存の小規模保育事業所、ナーサリールームから認可保育所への移行により整備を行うことが可能です。その際には、場所（既存園の建替え・改修、新たな計画地へ異動）は適切か、保護者の理解、在園児の対応等の状況を確認するための移行計画書の提出が必要となります。整備をお考えの場合は、事前に相談ください。

※応募の際は、その時の応募要件を確認してください。

5 分園について

広い土地の確保が難しいなどで認可保育所の設置が困難な地域について、既存の認可保育所を中心保育所とすることで、分園を設置することが可能です。国の通知「保育所分園の設置運営について」に基づき、分園においても、設備や職員配置等を遵守する必要がありますが、調理室や医務室について、中心保育所のものを活用することで設置不要となります。整備をお考えの場合は、事前に相談ください。

※応募の際は、その時の応募要件を確認してください。

6 農業振興地域について

整備計画地が農業振興地域内に所在している場合は、認可保育所を整備することができません。計画地が市街化調整区域内に所在し、地目や現況が田・畑である場合は、予めご確認ください。

(参考) 保育所施設面積例

あくまでも定員90人を想定した参考モデルですので、ご注意ください。

	室名	数	面積	基準面積
必ず設ける必要がある居室	乳児室又は ほふく室	1	25 m ²	0歳児 5.0 m ² ×3人=15.00 m ²
		1	50 m ²	1歳児 3.3 m ² ×12人=39.60 m ²
	保育室又は 遊戯室	1	40 m ²	2歳児 1.98 m ² ×15人=29.70 m ²
		1	50 m ²	3歳児 1.98 m ² ×20人=39.60 m ²
		1	100 m ²	4～5歳児 1.98 m ² ×40人=79.20 m ²
	調理室	1	45 m ²	必置（前室・下処理室を含む） （大量調理施設衛生管理マニュアルに従う）
	事務室 医務室	1	30 m ²	事務室の設置は任意 医務室は必置
	便所	—	50 m ²	必置（バリアフリー対応のトイレを含む） （子供用大便器は児童数÷15が最低限必要）
必要に応じて設ける居室	調乳室	1	10 m ²	0歳児を受け入れる場合は必置
	沐浴室	1	10 m ²	
	一時保育室	1	30 m ²	3.3 m ² ×6人の受け入れを想定
	子育て支援 センター	1	30 m ²	以下事業を全て実施する。 ① 子育て親子の交流の促進 ② 子育て等に関する相談の実施 ③ 子育て支援に関する情報の提供 ④ 講習等の実施
その他	—	210 m ²	廊下・ホール・階段・倉庫等	
計（延床面積）			680 m²	2階建て建築面積約 340 m²
	屋外遊戯場	—	255 m ²	2歳児以上 3.3 m ² ×75人=247.5 m ²
	《参考》緑化面積	—	約 70 m ²	敷地面積の 10%以上

※ 保育スペースについては、質の高い保育が実施できるように、また戸棚や手洗の設置を考慮して、ある程度の余裕をもたせた想定にしています。

(参考) 保育所整備スケジュール例

翌年4月開所の場合

		市	法人
協 議 ・ 整 備 年 度	3月		相談票提出
	4月	協議案件選定 施設整備協議	施設整備協議 (開発・建築等を含む)
	6月	計画書受理 ←	計画書提出
		ヒアリング	
	7月	準備審査会	準備審査会出席
	8月	審査会 事業の承認	
	9月	予算要求	
	10月	内示 →	入札手続き開始 工事契約 工事開始
	工事中	工事検査(該当する場合)	
		10月下旬～ 入所申込み開始(区支援課)	
	2月	認可申請書内容確認 ←	入所希望者面接 設置認可申請
	3月		
4月	設置認可(3/31)		
	4月1日 開所		

- ※ 自主整備の場合は補助金に関する手続きはありません。
- ※ 翌々年4月開所の単年度整備は、次ページのスケジュールと概ね同じです。
- ※ 募集時期によって、計画書受理までのスケジュールが後ろ倒しになることがありますが、その後は同じスケジュールで進んでいくことになります。

翌々年4月開所の場合

		市		法 人	
		施設整備	法人認可	施設整備	法人認可
協 議 年 度	3月 4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">協議案件選定</div> 施設整備協議 計画書受理 ヒアリング 準備審査会 審査会 予算要求 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 10px;">事業の承認</div>	設立相談 協議書受理 ヒアリング	相談票提出	設立準備会 協議書提出
	7月 8月			施設整備相談 (開発・建築等を含む)	
	9月 10月 11月			計画書提出	
	10月 11月			準備審査会出席	
	10月 11月			開発・建築確認手続き	
	10月 11月			開発・建築確認手続き	
整 備 年 度	4月 7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">市補助金内示</div> 入札手続等確認 交付申請書確認 市交付決定	法人認可審査 法人認可	福祉医療機構 融資相談準備 入札準備 入札の実施工事契約等 交付申請書 工事着工	法人設立認可申請書提出
	7月	工事検査実施			
	10月下旬～ 入所申込み開始（区支援課）				
	11月	入所希望者面接 工事着工（内装工事）			
	1月 2月	設置認可申請 工事完了 実績報告・精算準備			
	1月 2月	実績報告書確認 市補助金確定・交付			
	1月 2月	実績報告書提出 補助金請求			
	1月 2月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">設置認可 (3/31)</div>			
	4月	4月1日 開 所			

※ 既存の法人の場合は法人認可の欄がなくなります。

※ 翌々年4月開所の単年度整備は、このスケジュールと概ね同じです。